

都市名	13. 郡山市	14. 和歌山市	15. 長崎市	16. 大分市	17. 福山市	18. 高知市
援護金・見舞金等	制度なし	制度なし ※夏季見舞金を行っていたが平成10年度より廃止 【廃止理由】 行革のため	制度なし ※夏期・冬期見舞金を行っていたが平成12年度より廃止 【廃止理由】 (1)一般世帯と被保護世帯の消費支出格差が縮小しているため (2)財政事情が厳しいため	制度なし	①一時援護金(被保護世帯) 1人世帯:2,000円 ※2人以上の世帯の場合は、1人増すごとに1,250円増(ただし、14,500円を上限とする)	制度なし ※当市の法外援護事業は、主に保護申請に来た人の保護決定までの生活資金として、小口貸付のみを実施している
備考		補足②:部屋代の必要な病室に入院した場合支給 ④:指定医師が、自家用車で往診を行った場合支給				
その他入学祝金等	制度なし	制度なし	①被保護者小・中学校入学祝金品(被保護世帯) 【平成16年度より廃止予定】 小学校:ランドセル 中学校:4,000円 【廃止予定理由】 保護費の一時扶助にて、「小・中学校入学準備金」が支給されているため	①入学祝金(被保護世帯及び要保護世帯) (1)被保護世帯 小学校:20,000円 中学校:30,000円 (2)要保護世帯 小学校:18,000円 中学校:28,000円 ②修学旅行小遣い扶助(被保護世帯及び要保護世帯) 小学校6年生:5,000円 中学校2年生:10,000円	①高校入学援護金(被保護世帯) 高校:10,000円(ただし、再入学は除く) ②行旅者旅費(行旅困窮者) 隣接福祉事務所館内までの旅費(切符) 食費の請求があった場合は300円以内の現物	制度なし
備考				①替ズボン扶助(中学2年生男子) :現物支給 ②水泳着扶助(小学校4年生及び中学校1年生):現物支給 【①②ともに平成6年度より廃止】 廃止理由:記入なし		

都市名	19. 宮崎市	20. いわき市	21. 長野市	22. 豊橋市	23. 高松市	24. 旭川市
援護金・見舞金等	制度なし	制度なし ※夏季・歳末見舞金を行っていたが平成14年度より廃止 【廃止理由】 (1)自立助長の効果が薄れているため (2)一般世帯と被保護世帯との消費格差が縮小しているため	制度なし	①自立更生援助金(被保護者) 1人あたり年間2,500円	①夏季・冬季見舞金(被保護世帯) 1人目:4,500円 2人目以降:3,300円 ※ただし、今後縮小・廃止に向けて検討する予定	制度なし ※被保護世帯に対し夏季・年末見舞金、火災見舞金、死亡弔慰金、入浴料援助金を行っていたが平成15年度より廃止 【廃止理由】 (1)一般世帯と被保護世帯との消費格差が縮小しているため (2)財政状況、他都市の実施状況を勘案した結果
備考						※廃止に伴う被保護者に対する通知文の添付あり 夏季・年末見舞金等に関する詳細の添付あり
その他入学祝金等	制度なし	制度なし	①児童・生徒援助金(被保護世帯) 保育所新規入所:10,000円 小・中学校入学:7,000円 高校入学及び就職:10,000円 ②授産所作業員就労奨励費(身体・精神上の障害を有する者) 交通機関利用者:勤務1日につき上限250円 ③基準外応用金(被保護世帯及び要保護世帯) 応用金の支給は物品で行うことが原則 ただし、場合によっては現金支給もできる(例:医療費関係等) ④環境衛生援助金(被保護世帯) 2,000円	①小・中学校新入学児童生徒祝品(被保護世帯) 小学校:4,000円(文具券) 中学校:6,000円(文具券) ②高校生福祉奨学金(被保護世帯) 奨学金:10,000円×12カ月＝120,000円 入学準備金:17,500円 ③小・中学校修学旅行支度金(被保護世帯) 小学校:3,200円 中学校:5,200円	①学童服支給(小学校4年進級者の属する就学援助世帯) 支給方法:現金支給 ※ただし、学童服については法外援護として取り扱っていない ②ランドセル支給事業(被保護世帯の新小学1年生進級者) 支給方法:現物支給 ※ただし、今後縮小・廃止に向けて検討する予定	①小・中学校入学祝金(被保護世帯)【平成15年度より廃止】 【廃止理由】 上記(1)(2)と同じ ②高等学校等の入学祝金(被保護世帯)【平成15年度より新設】 1人:50,000円
備考						※小・中学校入学祝金に関する詳細の添付あり

都市名	25. 松山市	26. 横須賀市	27. 倉敷市	28. 船橋市	29. 相模原市	30. 岡崎市
<p>援護金・見舞金等</p>	<p>①(i)夏季・年末見舞金 〔対象者〕 ・被保護世帯 ・松山市出身の社会福祉施設等入所者 〔支給金額〕 【夏季】 単身入院及び施設入所者1,500円 単身居住生活者3,000円、その他世帯5,000円 【年末】 施設入所者:1,500円 単身入院者:2,500円 その他世帯:5,000円 (ii)夏季・年末見舞金 〔対象者〕:松山市出身の児童福祉施設入所児童・生徒 〔支給金額〕:夏季・年末ともに1人あたり3,000円</p>	<p>制度なし</p>	<p>①自立更生援護金(被保護世帯及び重度心身障害者) 〔被保護世帯〕 在宅 1～2人:6,500円 3～4人:7,500円 5～6人:8,500円 7人以上:9,500円 入院(世帯全員)6,500円 〔重度心身障害者〕 1人あたり7,000円</p>	<p>①室料差額ベッド助成金(被保護世帯)【平成16年度廃止予定】 1人1日2,000円まで 【廃止理由】:記入なし</p>	<p>①被保護者等慰問金(被保護世帯)【平成16年度廃止予定】 夏季:5,000円 年末:6,000円 【廃止予定理由】:記入なし</p>	<p>①生活保護歳末慰問金(被保護世帯) 在宅 1人:3,000円 2～3人:3,500円 4人以上:4,000円 入院・入所(単身)者3,000円</p>
備考			<p>※平成14年度の①に関する実施状況添付あり</p>			<p>※廃止に伴う被保護者に対する通知文の添付あり 夏季・年末見舞金等に関する詳細の添付あり</p>
<p>その他入学祝金等</p>	<p>①入学物品(被保護世帯) 小学1年生:ランドセル、雨傘、雨靴、上履靴、運動靴、鉛筆 中学1年生:通学用カバン、雨傘、運動靴 ②お年玉(被保護世帯の義務教育終了前の児童・生徒) 1人あたり2,000円 ③防寒用具(被保護世帯) 毛布を現物支給 ④被服購入費(被保護世帯) 一般:5,000円 小学生:7,000円 中学生:11,000円 ⑤移送費(旅行者) 移送に必要な必要最低額の金額</p>	<p>①被保護世帯慰問金支給(介護施設等入所世帯を除く被保護世帯) 居宅:4,000円 入院:2,500円 入所:2,000円(すべて年2回) ※入学祝金 社会福祉協議会 で対応 学童服購入助成金・・・社会福祉協議会 で対応(母子・父子家庭は「子育て支援課」 で対応)</p>	<p>制度なし</p>	<p>①高校進学支度金助成(被保護世帯)【平成15年度より新設】 1人あたり:30,000円 ②児童・生徒修学旅行支度金助成(被保護世帯)【平成15年度より新設】 小学生:3,000円 中学生:5,000円</p>	<p>①被保護世帯新入学児童・生徒援護(被保護世帯) 1人あたり5,000円</p>	<p>①保護家庭高校生奨学金(被保護世帯)【平成15年度より新設】 福祉奨学金:10,000円/月 入学準備金:17,500円 ②慰問品支給事業(被保護者) ・生活保護世帯歳末慰問品:全国共通お米ギフト券 ・生活保護世帯小学校入学祝品:ランドセル等 ・生活保護世帯中学校入学祝品:学生カバン等 ・生活保護世帯中学校卒業祝品:電子辞書 ・生活保護世帯生活用品支給:ふとんセット及び衣服等</p>
備考						<p>※②に関する詳細資料の添付あり</p>

都市名	31. 高槻市	32. 奈良市	33. 岡山市
援護金・見舞金等	①入院患者自立更生資金 (被保護者) 夏期:2,000円 歳末:2,000円	①生活保護夏季・歳末見舞金 (被保護世帯) 【平成16年度より改定予定】 〔夏季〕 ・1世帯:6,000円 ・医療単給・生業単給世帯:3,000円 ・施設入所者:3,000円 〔歳末〕 ・1世帯:10,000円 ・医療単給・生業単給世帯:4,000円 ・施設入所者:4,000円 【改定内容】 財政健全化対策として夏季見舞金 廃止予定	①更生援護金・長期入院患者見舞金 〔夏期〕 更生援護金:2,000円(1世帯) 長期入院患者見舞金:5,600円(1人) 〔冬期〕 更生援護金:3,000円(1世帯) 長期入院患者見舞金:5,750円(1人)
備考			
その他 入学祝金 等	制度なし ※平成13年度より廃止(具体的内容 についての記入なし)	①生活保護就学旅行準備金 (被保護世帯) 小学校:3,500円 中学校:4,500円	①入学祝金(被保護世帯) 小学校:18,000円 中学校:18,500円 ②学童服助成金(被保護世帯) 小学校:7,000円 中学校:8,000円 ③学童服支給(小学校4年進級者の 属する就学援助世帯) 現物支給
備考			

(2) 政令指定都市の法外援護

また、平成15年8月現在の政令指定都市の法外援護の内容と検討状況は、図表48のとおりである。

これによると、援護金、見舞金等については、回答のあった12市のうちの4市が制度がなかったり、既に制度が廃止になっており、さらに、残り8市のうちの4市が見直し、廃止を検討中又は検討する予定であるとのことである。

図表48【政令指定都市の法外援護事業の内容及び検討状況の調査結果(平成15年8月)】

	札幌市	仙台市	さいたま市	横浜市
援護金・見舞金等	廃止 平成12年度 廃止理由 制度発足後32年を経過し、生活保護基準の改定、福祉施策の充実を踏まえ廃止。	①夏季・歳末見舞金 被保護世帯主・要保護世帯主:5,000円 長期入院者・施設入所者:3,000円 児童福祉施設入所児:1,000円 ※夏季・歳末ともに上記金額支給	制度なし	①慰問金(被保護世帯、入院患者・保護施設入所者) 夏季 歳末 居宅4,000円 5,000円 入院2,500円 2,500円 施設2,000円 2,000円
備考		廃止する方向で検討中		見直しを検討中
その他入学祝金等	①小学校入学祝金・中学校入学祝金(被保護世帯) 小学校:10,000円 中学校:30,000円 ②修学旅行バック購入金(被保護世帯) 小学校6年:3,000円 中学校3年:5,000円 ③小中学生お年玉(被保護世帯) 小中学生が属する生活保護世帯:3,000円	①入学祝金(被保護世帯) 小学校:3,000円 中学校:4,000円 ②入学援助金(要保護世帯) 小学校:12,000円 中学校:23,000円 ③修学旅行援助金(被保護世帯・要保護世帯) 小学校等:2,000円 中学校等:3,000円	①高等学校等入学支度金(被保護世帯) 高校入学者:12,000円 ②通学服買い換え費(被保護世帯) 中学2年生:7,000円 ③修学旅行準備金(被保護世帯) 小学校:5,000円 中学校:8,000円	①修学旅行支度費(被保護世帯) 小学校:3,000円 中学校:5,000円 ②小中学校入学祝金品(被保護世帯) 小学校:2,000円+ランドセル(現物支給) 中学校:5,000円+文具券(6,000円分) ③中学校卒業祝金(被保護世帯) 中学校卒業生:7,000円
備考	平成12年4月開始			

	川崎市	千葉市	名古屋市
援護金・見舞金等	①慰問金(被保護世帯、入院患者・保護施設入所者) 夏季 歳末 居宅 4,000円 5,000円 入院 2,500円 2,500円 施設 2,000円 2,000円	①慰問金(被保護世帯) 7月 12月 居宅 6,000円 6,000円 入院 4,000円 4,000円	①夏季・歳末見舞金(被保護世帯) 夏季 歳末 居宅1人 2,600円 3,700円 居宅2人 3,300円 3,700円 居宅3人 4,000円 5,100円 居宅4人以上 4,700円 5,800円 単身入院入所 1,700円 2,300円 保護施設入所 1,100円 1,100円
備考	廃止を含めた見直しを検討中	継続する	継続する
その他入学祝金等	①修学旅行支度金(被保護世帯) 小学校6年生:4,500円 中学校3年生:7,000円 ②入学祝品(被保護世帯) 小学校:ランドセル 中学校:指定カバン ③卒業記念品援護卒業アルバム代(被保護世帯) 小学校:5,200円 中学校:5,500円	①修学旅行支度金(被保護世帯) 小学校:3,000円 中学校:5,000円 ②高校進学支度金(被保護世帯) 高校入学者:30,000円 ③出産費差額助成事業(被保護世帯) 出産扶助の適用を受けた者 50,000円以内	①高等学校進学祝金(被保護世帯) 高校進学者:7,500円 ②修学旅行参加支度金 小学校6年生:3,000円 中学校3年生:5,000円 ③学童服購入資金(被保護世帯) 小学校6年生:8,000円 中学校2年生:9,000円 ④無料入浴券(被保護世帯) 1ヶ月2枚 ⑤奨学金(被保護世帯) 高校在学者:月額10,000円 (高校入進学支度金:17,500円)
備考			

	京都市	大阪市	神戸市
援護金・見舞金等	①夏季・歳末見舞金 (被保護世帯・結核入院患者) ・被保護世帯 居宅 1人世帯 5,600円 9,100円 2人 6,100円 9,600円 3人 6,600円 10,100円 4人以上 7,100円 10,600円 入院 結核病 5,100円 9,100円 結核病以外5,100円 6,100円 ・結核入院患者 夏季 5,100円 冬季 8,600円	未回答	①一時見舞金 (被保護世帯・結核入所患者等) 夏期 冬期 1人世帯 6,300円 7,600円 2人 6,400円 7,900円 3人 6,600円 8,200円 4人 7,000円 8,500円 5人以上+400円/人 +400円/人 入院入所 6,300円 7,600円
備考	今後については未定		廃止を含めて検討していきたい
その他 入学祝金 等	①修学旅行援助金(被保護世帯) 小学校6年生 2,000円 中学校3年生 2,500円 ②外国人教育扶助 本法の教育扶助対象外の外国人(民族)学校生徒児童に本法に準じた扶助		①高等学校入学準備金 (被保護世帯) 公立学校 30,000円 市立学校 90,000円 ②体操服等の支給(被保護世帯) 体操服 小学校1年 7,800円 3年 8,000円 5年 8,200円 中学校1年 9,000円 水着 小学校1年 男子 2,200円 女子 2,900円 4年男子 2,200円 女子 2,900円 中学校1年男子2,200円 女子3,200円
備考			

	広島市	北九州市	福岡市
援護金・見舞金等	①援護見舞金(被保護世帯) 居宅 夏期 年末 1人世帯 2,900円 4,300円 2人 3,300円 5,100円 3人 3,700円 5,900円 4人以上 4,100円 6,700円 入院入所 夏期 年末 1人世帯 1,900円 3,000円 2人 2,300円 3,800円 3人 2,700円 4,600円 4人以上 3,100円 5,400円	廃止 夏季・冬季見舞金(平成9年度) 廃止理由 ・保護基準が妥当な水準に達し、保護費に上乗せした見舞金の歴史的役割は終わった。 ・北九州市の脆弱な財政事情	廃止 福祉見舞金(平成11年度) 廃止理由 国民の生活水準向上に伴い生活保護世帯の保護水準も上がり、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達しているため。 問題点等 当該事業の廃止に当たっては、支援団体の大きな反発があり、当初は陳情や座り込み等があった。 現在も見舞金復活の要望が続いている。
備考	検討課題としている	代替案なし 廃止に際して「全生連」を交渉団体とし、平成8年度に数度交渉を行ったうえ、廃止通告した。	
その他 入学祝金 等	廃止 新入学祝金・夏服購入援助金(平成10年度) 廃止理由 生活保護世帯の消費水準が一般世帯との均衡上、ほぼ妥当な水準に達していることから廃止	廃止 通学引換券・新入学祝品・初盆世帯へのお供物料(平成9年度) 廃止理由 ・期末一時扶助、小学4年生時の通学服、入学準備金といった随時的給付が生活保護制度の中で支給されている。 ・北九州市の脆弱な財政事情	廃止 入学祝金・中学卒業祝金(平成11年度) 廃止理由 同上 現在実施中 ①自立支援事業(被保護世帯) ・技能習得支援金 最高80,000円 ・運転免許取得支援金 法基準を超える部分 ・就職支度金 最高50,000円 ②供物料(被保護世帯) 初盆を迎える世帯 2,000円 ③就学援助(被保護世帯) 中学校2年生 13,300円 ④クーラー電気料補給金(被保護世帯)
備考			

(3) 岡山県内の岡山市以外の市の法外援護

さらに、岡山県内の岡山市以外の市における法外援護の実施状況の調査結果は、図表49のとおりであり、これによると岡山市類似の法外援護を実施しているのは、8市のうちの総社市、高梁市、備前市の3市であり、しかも、その3市はいずれも援護金、見舞金等のみの実施である。なお、備前市は廃止の方向で検討中とのことである。

図表49 【岡山県内の他市における法外援護事業の実施状況の調査結果(平成15年8月)】

	津山市	玉野市	笠岡市	井原市
援護金・見舞金等	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
備考				
その他 入学祝金 等	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
備考				

	総社市	高梁市	新見市	備前市
援護金・見舞金等	①特別援護金 (被保護世帯) 夏期 1～3人世帯:3,000円 4人以上世帯:3,500円 年末 1～3人世帯:5,000円 4人以上世帯:5,500円	①更生援護金 (被保護世帯) 夏期 在宅:1,500円 入院:1,500円 年末 在宅:2,500円 入院:2,000円 ※県の支給要領に準じている	制度なし	①夏期・年末見舞金 (被保護世帯) 夏期 在宅:2,000円(1世帯) 入院及び施設入所: 1,500円(1世帯) 年末 在宅:4,000円 (1・2人世帯) 以下1人世帯員が増加する毎に支給額500円増加 入院及び施設入所: 2,000円(1世帯)
備考				廃止の方向で検討中
その他 入学祝金 等	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
備考				

3 法外援護の見直し

(1) 自立援護金（意見）

まず、自立援護金については、結果的には生活保護費の圧縮につながる性格を有するので、制度の合理性につき、さらに検討をすべきであるが、当面は廃止の必要性はないと考える。

(2) 長期入院患者見舞金、入学祝金、学童服購入助成金、学童服支給（意見）

長期入院患者見舞金、入学祝金（小・中学校）については、その支給の根拠にあまり合理的な理由がないと考える。

また、学童服購入助成金、学童服支給については、もともと生活扶助第1類に被服費が含まれている。しかしながら、一部の小・中学校においては、生活扶助費以上の経費がかかっている実態もあり、合理性がないとはいえないが、今後見直しを検討すべきと考える。

(3) 水道料金の減免（意見）

前述の減免制度の中の水道料金については、生活扶助第2類に光熱水費が含まれているので、減免制度は廃止すべきであると考えます。

なお、岡山市水道局は、平成17年2月15日、岡山市市議会環境消防水道委員会で、平成17年6月検針分から水道料金減免を廃止する方針を示している。

4 最低生活費の計算方法と生活保護基準の問題点

(1) 最低生活費の計算方法

最低生活費の計算は、生活扶助第1類、生活扶助第2類、各種加算、住宅扶助、教育扶助等を合計することになる。

第1類とは、飲食物費や被服費など個人単位に消費する生活費について定められた基準で、この基準は、前述の図表3のとおり、年齢区分別に表示されている。

第2類とは、電気代、ガス代、水道代などの光熱水費や家具什器費などで世帯に共通する経費であって、図表3のとおり、世帯人員数別に表示されている。

各種加算とは、老齢加算（71歳以上）、障害者加算（身体障害者障害程度等級表1～3級）、母（夫）子加算（児童（18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者）を抱える母（夫）子世帯）に対する各加算の制度であり、その

内容は図表3のとおりである。

(2) 最低生活費の計算の具体例

岡山市において、標準世帯（33歳男、29歳女、4歳子）の最低生活費の計算は、次のとおりである（ただし、平成16年度の数値である。以下、同じ。）。

ア	生活扶助第1類	102,080円
	38,170円×2人+25,740円	
	(20歳～40歳の第1類基準38,170円、3歳～5歳の第1類基準25,740円)	
イ	生活扶助第2類(冬季加算を含む。)	52,790円
ウ	児童養育加算	5,000円
エ	住宅扶助(限度額)	48,000円
	合計	207,870円

次に、ケースI（68歳男、1人暮らし）の最低生活費の計算は、次のとおりとなる。

ア	生活扶助第1類	34,480円
イ	生活扶助第2類(冬期加算を含む。)	42,710円
ウ	住宅扶助(限度額)	37,000円
	合計	114,190円

この場合の最低生活費は、住宅扶助を除くと77,190円にすぎないことが分かる。

では、ケースII（38歳女、9歳子（小学生）、4歳子）の最低生活費はどのようなのであろうか。

ア	生活扶助第1類 (38,170円+34,810円+25,740円)	98,720円
イ	生活扶助第2類(冬期加算を含む。)(3人)	52,790円
ウ	母子加算	25,100円
エ	児童養育加算(平成16年8月から)	10,000円
オ	教育扶助	2,760円
カ	住宅扶助(限度額)	48,000円
	合計	237,370円

標準世帯とケースⅡの違いは、33歳男と9歳子(小学生)の違いであるが、ケースⅡの方が最低生活費が大きくなってしまふのである。

この逆転現象は母子加算25,100円によるものである。

しかし、母子家庭であるというだけの理由では、特別に最低生活費を加算すべき合理的理由はないと考える。この点は老齢加算についても同様である。老齢加算については、既に合理性なしとして平成18年度に廃止が決まっているとのことであるので、母子加算の廃止も検討すべきであると考えらる。

さらに、ケースⅢ(38歳女、17歳子(高校生)、14歳子(中学生)、9歳子(小学生))の最低生活費はどうなるのであろうか。

ア	生活扶助第1類 (38,170円+45,180円+42,030円+34,810円)	160,190円
イ	生活扶助第2類(冬期加算を含む。)	57,520円
ウ	母子加算	26,040円
エ	児童養育加算	5,000円
オ	教育扶助	7,680円
カ	住宅扶助(限度額)	48,000円
	合計	304,430円

母1人、子供3人のケースⅢにおいて、30万4,430円の最低生活費は、前述の標準世帯のケースと比較すると、一般的な感覚としては、少し高いのではないかという印象を受けるものである。

また、このケースは、前述の68歳の一人暮らしのケースⅠの最低生活費が11万4,190円ということと比べても高いという印象を受けるものである。

これは、生活扶助第1類が人数ごとに機械的に増えていくという計算方法であるからである。例えば、15歳～17歳の子供が2人いた場合と1人しかいない場合を比べた場合、子供の食費等の個人的経費が45,180円×2=90,540円と単純に2倍になるものではないであろう。

また、生活扶助第2類についても、世帯員が3人から4人に増えると5万890円から5万5,370円へと4,480円増加するが、世帯員が4人から5人になるとわずか440円しか増加しておらず、4人世帯の生活扶助第2類が高いのではないかという印象を受けるものである。

(3) 生活保護基準の問題点と法外援護の検討の必要性（意見）

前述のケースⅢにおいて、被保護世帯が30万4,430円を取得しても税金が一切かからず医療扶助により医療費が不要で、国民年金の保険料と国民健康保険の保険料も不要で、さらに、水道料金やNHKの受信料等も不要ということになると、就労意欲が湧かないのはむしろ当然ではなかろうか。

ケースⅢのようなケースでは、生活保護基準が高すぎるため、生活保護の目的の一つである自立助長のインセンティブが十分には働かないシステムになっていると考えられる。

よって、生活扶助第1類も生活扶助第2類と同様、人数が増えるごとに増加額が逡減していくシステム、第2類も世帯員が2人から4人までの範囲について増加幅を少なくするシステムが採られるべきであると考ええる。

また、生活保護基準表（図表3）においては、①冬季加算が11月から3月までの5か月とされているが、近年の暖冬の中、5か月間も冬季加算を行う合理性は乏しいこと、②期末一時扶助については、確かに年末年始の生活費の増加ということはあるかもしれないが、例えばケースⅢの4人家族の場合に、54,160円（13,540円×4人）の金額の合理性が乏しいこと等の問題があると考え

る。

以上のとおり、最低生活費は、各種加算と生活扶助第1類の計算方法等のため、一般的に考えると、あまり低いものとはいえず、それに加えて、多種多様な法外援護までも実施する必要性は乏しいものとする。

法外援護については、その必要性、合理性を十分検討した上で、順次廃止の方向で検討すべきである。

第7 生活保護制度の問題点と改善策

1 問題点

- (1) 生活保護制度の問題点の第1は、前述のとおり、返還又は不正不当受給等が件数、金額ともに増加傾向にあり、平成15年度においては、過去最高の1億4,764万5,583円（件数520件）にも達しているということである。

そして、不正不当受給等については、返還又は徴収を行うことが事実上困難であるということである。

法第63条による返還請求、法第78条による徴収等が十分実効性を上げていないことは既に指摘したとおりである。

- (2) 問題点の第2は、生活保護費の増加により財政が圧迫されるということである。
- (3) 問題点の第3は、ケースによっては生活保護費が必ずしも低くないことや法外援護の手厚さなどのため、自立助長に向けたインセンティブが働きにくいということである。
- (4) 問題点の第4は、生活保護の制度面及び運用面において、補足性の原理が制度上必ずしも十分に貫徹されていないということである。

不動産保有ケース、扶養義務者に十分な資力があるケース、就労可能なケースについてさまざまな問題点があることは既に指摘したとおりである。

- (5) 問題点の第5は、生活保護に関する事務の適正な執行については、生活保護法等以外の様々な法律上の知識が不可欠であるにもかかわらず、それが必ずしも十分ではないということである。

2 改善策

(1) 不正不当受給等の問題（意見）

ア 収入調査

まず、第1の不正不当受給等の問題については、いかにこれを早期に発見するかが焦眉の課題である。

このためには、やはり収入申告と課税収入のチェックを早期に、かつ、確実に行うことが必要である。

課税情報の更新は毎年6月上旬に行われるので、福祉事務所の全能力を傾注して、6月中には収入申告のチェックを行い、遅くとも8月中には法第63条決定等の処理を行うべきである。

具体的には、個々のケースワーカーが前年の課税情報における収入と申告収入の対比が一覧できるような収入チェックシートを毎年6月中に作成して、チェックを行うという運用の制度化を図るべきである。

そして、収入チェックの結果、早期に法第63条の返還決定、法第78条の徴収決定を行うため、あらかじめ被保護者から課税情報を調査することの同意を取得しておくという運用を行うべきである。

イ 訪問調査

次に、不正不当受給等の防止と早期発見については、申告収入の早期チェックに加えて、質量ともに充実したケースワーカーによる訪問調査が必要である。

質量ともに充実した訪問調査は、生活保護受給世帯に対するきめ細かい就労指導も可能にして、自立助長に結びつくものである。

このため、法定の標準に見合うケースワーカーの定数増は必要かつ急務である。

また、単にケースワーカーの定数増のみならず、ケースワーカーの資質と意欲の向上も重要である。積極的に研修会等を活用すべきである。

加えて、前述のとおり、ケースの格付けの基準に基づく訪問調査はほとんど履行されていないので、格付けの基準の見直しを検討するとともに、見直された基準については、それが厳守されるようなシステムを検討すべきである。

ウ 福祉事務所の組織

さらに、ケースワーカーの申告収入チェック、訪問調査業務を充実させるためには、福祉事務所の組織内において、分業制と嘱託制度の積極的活用を図るべきである。すなわち、現状では、ケースワーカーは世帯ごとに開始から廃止、法第63条、法第78条等の適用、就労指導、訪問調査まで一連の業務を担当している。

しかし、生活保護の開始までの手続において、例えば、不動産、預貯金、生命保険等の調査はある程度機械的な作業である。そこで、生活保護の開始までのさまざまな事務手続は、嘱託職員に担当させるべきである。

また、生活保護申請者との面接、相談等を行う生活支援相談員、就労指導を行う就労支援相談員は現在国からの補助を受けて行っているが、ケースワーカーによるさらなる充実した訪問調査業務等を十分可能にするためにも、国に対して補助の継続を要求するとともに、仮に、国からの補助がなくなったとしても岡山市が同様の制度の維持を図るべきである。

加えて、福祉事務所の組織については、生活保護の事務を取扱う生活福祉係の増設を検討すべきである。

すなわち、現在は、中央福祉事務所の生活福祉係が1係から3係の3係体制、東福祉事務所が1係と2係の2係体制で、その他の福祉事務所は生活福祉係が1係だけの1係体制であるが、生活保護世帯の増加という量的な事務の増加のみならず、きめ細やかな就労指導等自立助長のための事務の実質的増加などに対応するため、組織の整備を図るべきである。

具体的には、中央福祉事務所は少なくとも4係体制、東福祉事務所は少なくとも3係体制、南福祉事務所は少なくとも2係体制にそれぞれ組織変更するとともに、それに見合ったケースワーカー及び嘱託職員の増員を行うべきである。

(2) 生活保護費の増大の問題（意見）

ア 医療扶助

問題点の第2は、生活保護費が年々増加しており、平成15年度は過去最高の約143億7,466万円にも達しており、これが岡山市の財政を圧迫していると

いうことである。特に、生活保護費の約5割を占める医療扶助費の増大に対する対応が必要であると考える。

この点、補足性の原理からすると、他の法律や施策で利用できる制度があれば、それを生活保護に優先して利用しなくてはならないということであるから、生活保護世帯にも国民健康保険の加入を義務付け、受益に応じた最小限の負担は要求すべきであると考える。ただし、最小限の負担を要求するに当たっては、保険料については特例を設けることや長期間にわたる入院患者についても何らかの特例を設けることを検討すべきである。

今回の監査では、例えば、生活保護世帯の平均の年間医療費又は通院日数と非生活保護世帯のそれらの比較はできなかったが、生活保護世帯では医療費が全くただになっており、このような現行の生活保護制度であれば、必ずしも必要性のない入通院が相当多く、そのことが医療扶助費の増加の一因となっている可能性は高いと考えられる。

このため、厚生労働省は、生活保護世帯の医療費の分野においても、最小限の費用負担の導入を実現すべく、国民健康保険の加入の義務付けを検討すべきである。

イ 国庫負担金

国庫負担金の問題点については、既に指摘したとおりである。

再言すれば、保護費から法第63条の返還金、法第78条の徴収金等の調定額を控除した金額に4分の3の国庫負担率を乗ずるという方法を、保護費から法第63条の返還金、法第78条の徴収金等の実際の返還額及び徴収額を控除した金額に国庫負担率を乗ずるという方向に制度改正すべきであるということである。

また、いわゆる三位一体の改革の検討の中において、厚生労働省は、国庫負担率を4分の3から3分の2に切り下げるという案を示したということである。

しかし、これは、①生活保護に関する事務は、地方自治法第2条第9項第1号の「第一号法定受託事務」であり、これは、「法律又は政令により、都道府県、市町村等が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役

割に係るものであって、国において適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又は政令に特に定めるもの」であること、②生活保護費が年々増加していること、③現行の制度においては、地方自治体は生活保護費を圧縮する手段がないこと、④国庫負担率が3分の2に切り下げられると、地方自治体の財政がさらに悪化すること等から妥当ではないと考える。

ウ 不正受給者等への減額決定

現行制度では、法第78条の不正受給者に対し、保護をいったん廃止しても、その後、その不正受給者が新たに保護を申請してきたときは、保護の要件を満たしていれば、保護を開始せざるを得ないようになっている。

また、被保護者が指導指示に反して、繰り返し年金を担保に借金をした場合においても、年金が現実に受給できないときは、年金収入がないものとして、保護費の決定を行わざるを得ないものである。

しかし、かかる結論は、一般の常識からみて不当であると考ええる。また、個々のケースワーカーの中にもこの点に関しては納得がいかない旨を述べる者が多々あったものである。

憲法第25条第1項の生存権の保障からすると、上記の場合に、保護の申請を却下することはできないであろうが、生活保護基準額をある程度下回る結果となる一定額の減額決定はできるよう生活保護法を改正すべきであると考ええる。

(3) 生活保護世帯の自立助長のための方策（意見）

第3は、自立助長の具体的方策についてである。

この点については、より積極的な就労指導が必要であると考ええる。

また、この点に関しては、生活保護が親から子へと引き継がれること（貧困の再生産）にも注意すべきである。

岡山市における平成15年度の世帯員を有する生活保護開始世帯（合計1,016世帯）において、16歳から22歳までの年齢の世帯員の学歴の調査結果は、図表50のとおりである。

図表50 【平成15年度生活保護開始世帯における世帯員（16歳～22歳）の学歴調査】

(人)

	割合	人	中央	北	東	西大寺	西	南	
H15年度開始世帯中の世帯員(16～22歳)の数	100%	37	6	6	11	2	2	10	
中学を卒業	100%	37	6	6	11	2	2	10	
中学が最終学歴	35%	13	3	2	4		1	3	
高校へ進学	65%	24	3	4	7	2	1	7	
高校修学中	46%	17	2	2	5	2	1	5	
高校中退	3%	1	0	1					
高校を卒業	16%	6	1	1	2	0	0	2	
高校が最終学歴	16%	6	1	1	2			2	
大学へ進学	0%	0	0	0	0	0	0	0	
大学修学中	0%	0							
大学中退	0%	0							
大学を卒業	0%	0							
開始世帯数			1,016	369	77	238	73	83	176

これによると、16歳から22歳までの世帯員の数は合計37人となっており、このうち、中学校卒業が最終学歴の者は13人で約35パーセントとなっている。

よって、高校への進学率は65パーセントにすぎず、一般の高校進学率に比べるとかなり低くなっている。

なお、高校を卒業した者は6名となっているが、大学へ進学した者はいなかった。

さらに、岡山市における平成15年度の生活保護開始世帯において、被保護者1,016人の親に生活保護歴があるケースは、図表51のとおりである。

図表51 【平成15年度生活保護開始世帯における世帯主の親に生活保護歴があるケースの調査】

(世帯数)

割合 (%)	世帯数	中央	北	東	西大寺	西	南
5.3	54	16	1	17	6	5	9
福祉事務所ごとの割合		4%	1%	7%	8%	6%	5%

開始世帯数

1,016	369	77	238	73	83	176
-------	-----	----	-----	----	----	-----

これによると、親に生活保護歴がある世帯主の世帯数は54世帯で全体の5.3パーセントにも達しており、これは、一般の保護率(岡山市平成15年度平均の保護率は1.42%)に比べて相当に高いものである。このことからすると、保護が親から子へ引き継がれている可能性が高くなっていると考えられるものである。

厚生労働省は、生活保護世帯の高校進学 of 意欲のある子弟が高校へ進学できるような扶助のシステムを具体的に検討すべきである。

(4) 補足性の原理の貫徹 (意見)

第4は、生活保護の制度面及び運営面における補足性の原理の貫徹についてである。

ア 不動産保有ケース

この場合については、法第63条の適用を厳格に行うこと、長期生活支援資金貸付金の借入の指導を行うこと、法第63条の適用を行った場合は、不動産の売却に結びつく具体的な指導を行うこと等が必要である。

また、この点に関し、厚生労働省が、長期生活支援資金貸付金と生活保護の関係を確認するとともに、長期生活支援資金貸付金の要件の緩和を検討すべきであることは、既に述べたとおりである。

イ 扶養義務者の扶養が問題となるケース

扶養義務者に十分な資力がありながら、扶養についての協議が調わない場合には、法第77条第2項の申立てを積極的に行うべきである。

また、この点に関しても、厚生労働省がある程度全国的な基準を設けることを検討すべきであることは、既に述べたとおりである。

ウ 就労可能なケース

この場合については、就労指導を積極的に行うとともに、指導に従わない者に対しては指導指示書の交付と保護の停廃止を積極的に行うべきである。

(5) 生活保護に関するコンプライアンスの実現 (意見)

最後は、生活保護に関するコンプライアンスの実現についてである。

ア 告訴

まず、悪質な不正受給者に対しては、断固たる法的措置を採ることである。例えば、岡山市東福祉事務所においては、平成16年6月に入手した課税情

報では、被保護者の平成15年中の収入が2百数十万円となっていたため、ケースワーカーが本人に対して何か仕事をしているのではないかと尋ねたというケースがあった。しかし、当該受給者は、頑として仕事はしていないと言いつ張ったばかりか、逆にそのケースワーカーに感情的になって食ってかかり、調査に協力しないというケースがあった。

このように、所得を隠し、さらに虚偽の申し立て等までして生活保護費の不正受給を継続しようとする者に対しては、積極的に刑事告訴を行うことを検討すべきである。

なお、平成6年度から平成15年度までの間に、不正受給に関して告訴又は告発を行ったケースは、次のとおり、告訴が1件あったのみである。

① 申立日

平成14年9月5日付けの告訴

② 捜査機関名

岡山西警察署 刑事2課

③ 不正受給期間と不正受給額

平成13年2月1日～平成14年2月28日

1,328,280円

④ 罪名

詐欺

⑤ 告訴の受理年月日

平成14年9月5日

⑥ 捜査機関の処分日及び処分内容

平成15年2月26日 起訴

⑦ 法第78条決定日及び金額

平成14年7月26日

1,328,280円

⑧ 法第78条の徴収状況

全額返還済み

前述のとおり、不正受給の件数と金額がますます増加しているという現状にかんがみると、一罰百戒の目的のためにも、より積極的に刑事告訴を検討すべきである。

イ 強制執行

また、悪質な不正受給者に対しては、同様の目的のため、訴訟手続及び給料の差押等の強制執行手続を採ることも検討すべきである。

ウ 専決処分事項の改正

法第63条の返還金、法第78条の徴収金等の訴訟の提起等は、これまで市長の専決処分事項ではなく、議会の承認を要することとされている。

すなわち、「市長の専決処分事項の指定（昭和59年7月12日議決）」は、次のとおりである。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- (1) 市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- (2) 岡山市住宅新築資金等貸付条例(昭和49年市条例第63号)に基づく貸付金の償還に係る訴えの提起及び和解に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか1件50万円未満の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。
- (4) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、次に掲げる変更契約を締結すること。

ア 設計変更の程度が著しい変更又は重要な部分の変更でない場合で、かつ、変更金額が2,000万円以内の契約金額の変更契約

イ 工事の目的達成上著しい変更又は支障が生じない場合における完工期日の変更契約

しかし、かかる制度だと、返還金、徴収金に限らず、岡山市の債権について訴訟提起等の必要が生じたときに、迅速かつ的確な対応を採りにくい。

地方自治法第180条第1項は、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽

易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができると規定しているところ、少額かつ簡易な訴訟事件を取り扱う簡易裁判所への訴えの提起が可能な訴額140万円以下の債権に係る訴えの提起については、迅速かつ的確な対応が可能となるよう、市長の専決処分とする旨の議決を行うべきであると考えます。

また、法第63条の返還金、法第78条の徴収金等については、訴額が140万円を超える可能性も高いので、訴額にかかわらず市長の専決処分とする旨の議決を行うべきであると考えます。

エ 行政における弁護士等専門家の関与

扶養義務者に対する法第77条第2項の申立てについては、弁護士等の専門家を交えて、扶養料の決定手続等家庭裁判所の実務に即応した積極的対応を採るべきである。

不動産所有ケースについては、処遇検討委員会において、不動産の評価や処遇方針決定を行う際の法的問題の検討や長期生活支援資金の借入の要件のクリアの問題等の法的知識が必要となる場合が多いため、この点に関しても、弁護士等の専門家を交えて検討を行うべきである。

さらには、不納欠損の処理手続（消滅時効と免除の要件の検討等）、指導指示と保護の停廃止の手続（取消訴訟等の見直し）、暴力的言動を行う被保護者への対応等についても、福祉事務所長の意思決定手続において弁護士等の専門家を交えて検討を行い、生活保護行政におけるコンプライアンスの実現を図るべきである。

第3章 貸付金等について

第1 概要

保健福祉局福祉部及び子育て勤労部所管の貸付金には、①母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金（子育て勤労部家庭児童課所管）、②小口資金貸付金（福祉部福祉援護課所管）、③高齢者住宅整備資金貸付金（福祉部高齢者福祉課所管）、④障害者住宅整備資金貸付金（福祉部障害福祉課所管）の4種類がある。

これらの4種類の貸付金の概要は、図表52のとおりである。

図表52【福祉部及び子育て勤労部所管の貸付金の概要】

区 分	制度の概要	根 拠	制度開始年度	平成15年度末 債権残高
母子寡婦福祉資金貸付金	母子及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、修学資金等を貸し付けるというもの	母子及び寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号）	昭和26年度	151,034,359円 （納期限が未到来のものは除外している。）
小口資金貸付金	低所得者に対し、緊急不測の事態に必要な生活資金等を貸し付けることにより、その世帯の福祉増進と自立助長を図ることを目的とするもの	小口資金貸付金制度実施要綱（昭和45年8月1日付け）	昭和45年度	48,844,170円
高齢者住宅整備資金貸付金	60歳以上の高齢者と同居する世帯に対し、高齢者のための居室等を増改築するために必要な費用を貸し付けることにより、その家族との間の好ましい家族関係の維持に寄与することを目的とするもの	岡山市高齢者住宅整備資金貸付条例（昭和48年3月26日付け岡山市条例第14号）	昭和49年度 （ただし、平成9年度に新規貸付を廃止した。）	42,505,411円
障害者住宅整備資金貸付金	障害者のために居室等を増改築するために必要な資金を貸し付けることにより、障害者の増進に資することを目的とするもの	岡山市障害者住宅整備資金貸付条例（昭和49年3月27日付け岡山市条例第12号）	昭和50年度 （ただし、平成7年度に新規貸付を廃止した。）	11,866,765円

以下、各貸付金につき、検討する。

なお、保健福祉局福祉部及び子育て勤労部所管の貸付金の中には、災害援護資金貸付金（福祉部福祉援護課所管）もあるが、平成15年度末における貸付件数、未償還金がそれぞれ1件、6万7,061円と少ないので、省略したものである。

第2 母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金

1 制度の概要

(1) 根拠

本制度は、母子福祉資金の貸付等に関する法律に基づき、昭和28年度から実施されているものであり、現在は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号）に基づいて行われている貸付制度である。

(2) 対象

貸付対象は、次のとおりである（母子及び寡婦福祉法第13条第1項、第32条第1項、第46条、附則第6条第1項。以下、母子及び寡婦福祉法を「法」と略すこととする。なお、法第46条は、都道府県に関する規定を中核市に関する規定として適用する旨の条文であるが、以下において条文を引用するときは省略するものとする。）。

ア 母子福祉資金貸付金

(ア) 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童（20歳未満）を扶養している者）

(イ) 父母のない児童（20歳未満）

イ 寡婦福祉資金貸付金

(ア) 寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった者）

(イ) 40歳以上の配偶者のない女子であり、母子家庭の母及び寡婦以外の者

(3) 目的

本貸付制度は、これらの者の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、①事業開始資金、②事業継続資金、③就学支度資金、④修学資金、⑤技能習得資金、⑥修業資金、⑦就職支度資金、⑧医療介護資金、⑨生活資金、⑩住宅資金、⑪転宅資金、⑫結婚資金、⑬特例児童扶養資金（平成14年8月1日から児童扶養資金が変更になったものである。）を貸し付けるものである。

(4) 内容

母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金（以下、併せて、「母子寡婦福祉資金貸付金」という。）の種類、内容、貸付対象、貸付金額の限度は、図表53のと

おりである（法第16条、法施行令第7条及び第8条、法第32条第5項、法施行令第36条及び第37条）。

図表53 【母子寡婦福祉資金貸付金の種類及び内容等】

貸付金の種類	内容	貸付対象	貸付金額の限度	据置期間	償還期間	償還方法	貸付利率
事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金	・母子家庭の母 ・寡婦 ・母子福祉団体	・1回につき 2,830,000円 ・母子福祉団体 4,260,000円 ・複数の母子家庭が共同して起業する場合 4,260,000円	貸付けの日から 1年間	7年以内	・年賦 ・半年賦 ・月賦	無利子
事業継続資金	事業を継続するのに必要な資金	・母子家庭の母 ・寡婦 ・母子福祉団体	1回のつき1,420,000円	貸付けの日から 6か月間	7年以内	・年賦 ・半年賦 ・月賦	無利子
就学支度資金	小学校・中学校への入学に際し必要な資金	・母子家庭の児童 ・父母のいない児童（いずれも、所得税非課税か入学時に同程度の経済事情にある場合に限る）	・小学校 39,500円 ・中学校 46,100円	15歳に達した日の属する学年を終了後 6か月間	10年以内	・年賦	無利子
	高等学校、高等専門学校、専修学校（一般課程・高等課程）への入学に際し必要な資金	・母子家庭の児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養している子	国公立 ・自宅通学 75,000円 ・自宅外通学 85,000円 私立 ・自宅通学 350,000円 ・自宅外通学 360,000円	卒業後 6か月間	・10年以内 ・専修学校（一般課程） 5年以内	・年賦	無利子
	大学（短期大学を含む）、専修学校（専門課程）への入学に際し必要な資金	・母子家庭の児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養している子	国公立 ・自宅通学 370,000円 ・自宅外通学 380,000円 私立 ・自宅通学 510,000円 ・自宅外通学 520,000円	卒業後 6か月間	10年以内	・年賦	無利子
	就職・事業開始に必要な知識技能を習得する為の施設（厚生労働大臣が定めるもの）への入所に際し必要な資金	・母子家庭の児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養している子	中学卒業後入所 ・自宅通所 75,000円 ・自宅外通所 85,000円 高校卒業後入所 ・自宅通所 90,000円 ・自宅外通所 100,000円	卒業後 6か月間	5年以内	・年賦 ・半年賦	無利子
	修学資金	修学に必要な資金	・母子家庭の児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養している子	修学資金貸付限度額は省略	卒業後 6か月間	・3年以上の貸付け10年以内 ・2年以上3年未満の貸付け6年以内 ・2年未満の貸付け3年以内 ・専修学校のその他の課程5年	・年賦 ・半年賦

貸付金の種類	内容	貸付対象	貸付金額の限度	据置期間	償還期間	償還方法	貸付利率
技能取得資金	就職・事業開始に必要な、知識技能を習得するのに必要な資金	・母子家庭の母 ・寡婦	・月額50,000円 3年以内 ・自動車運転免許取得は 460,000円	習得期間満了後 6か月間	・2年を超える貸付け10年以内 ・2年までの貸付け6年以内 ・1年までの貸付け3年以内	・年賦	無利子
修業資金	就職・事業開始に必要な、知識技能を習得するのに必要な資金	・母子家庭の児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養している子	・月額50,000円 3年以内 ・全日制高校3年在学中に就職を希望する児童が、就職のために自動車運転免許を取得する場合は 460,000円	習得期間満了後 6か月間	・1年を超える貸付け6年以内 ・1年までの貸付け3年以内	・年賦 ・半年賦	無利子
就職支度資金	就職に際し必要な資金	・母子家庭の母 ・母子家庭の児童 ・父母のいない児童 ・寡婦	・100,000円 ・通勤のために自動車を購入する場合は購入費を含めて 320,000円	貸付の日から1年間	6年以内	・年賦	無利子
医療介護資金	・医療を受けるのに必要な資金 ・介護保健法に規定する保険給付サービスを受けるのに必要な資金	・母子家庭の母 ・母子家庭の児童 ・寡婦	(医療) 310,000円 (特別の場合) 450,000円) (介護) 500,000円	医療又は介護期間満了後 6か月間	5年以内	・年賦 ・半年賦	無利子
生活資金	技能習得資金又は医療介護資金の貸付けを受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金	・母子家庭の母 ・寡婦	・技能習得： 月額141,000円 3年以内 ・医療介護： 月額103,000円 1年以内 ・母が生計中心者でない場合、及び現に扶養する子のない寡婦の場合 月額69,000円	習得期間満了後 6か月間	・2年を超える貸付10年以内 ・2年までの貸付け6年以内 ・1年までの貸付け3年以内	・年賦	・年3%医療介護、技能習得資金とあわせて貸付けられる場合 無利子
				医療期間満了後 6か月間	5年以内	・年賦 ・半年賦	
	配偶者のいない女子となって間もない者の自立意欲の促進と生活の安定を図るのに必要な資金	・母子家庭の母（配偶者のない女子となって7年未満の者に限る）	・月額103,000円 ・母が生計中心者でない場合 月額69,000円	貸付期間満了後 6か月間	8年以内	・年賦 ・半年賦	年3% (一部無利子)
失業期間中における生活の安定と再就職活動の促進を図るのに必要な資金	・母子家庭の母 ・寡婦	・月額103,000円 1年以内 ・現に扶養する子のない寡婦、及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦の場合	失業貸付期間満了後 6か月間	5年以内	・年賦 ・半年賦	年3%	

貸付金の種類	内容	貸付対象	貸付金額の限度	据置期間	償還期間	償還方法	貸付利率
住宅資金	住宅を建設・購入・補修・保全・改築・増築するのに必要な資金	・母子家庭の母 ・寡婦	1,500,000円 (特別の場合2,000,000円)	貸付の日から 6か月間	7年以内	・年賦 ・半年賦 ・月賦	年3%
転宅資金	住居を移転するのに必要な資金	・母子家庭の母 ・寡婦	260,000円	貸付の日から 6か月間	3年以内	・年賦	年3%
結婚資金	婚姻に際し必要な資金	・母子家庭の児童 ・寡婦が扶養している20歳以上の子	300,000円	貸付の日から 6か月間	5年以内	・年賦 ・半年賦	年3%
特例児童扶養資金	児童扶養手当が減額となった者が児童の扶養に必要な資金	・母子家庭の母 ・平成14年7月分の児童扶養手当の支給を受けた者 ・貸付けの申請の際に児童扶養手当の支給を受けている者	平成14年7月分の児童扶養手当の額から当該資金の貸付けの申請の際現に支給を受けている児童扶養手当の額を控除した額 貸付期間は5年以内	・貸付期間満了後 1年間 ・児童が義務教育終了前ときは義務教育終了後 1年間	10年以内	・年賦 ・半年賦	無利子

(5) 平成15年度の貸付の件数及び金額

平成15年度の母子寡婦福祉資金貸付金の新規分、継続分別の種類ごとの件数、金額は、図表54-1、図表54-2のとおりである。

これによると、①平成15年度の母子寡婦福祉資金貸付金の新規分、継続分の合計の貸付件数は438件、貸付額は1億5,489万780円となっていること、②このうち、母子福祉資金貸付金は、貸付件数435件、貸付額は1億5,349万8,780円と大部分を占めていること、③母子福祉資金貸付金においては、修学資金の貸付額が最も多く（1億1,125万3,000円）、就学支度資金（3,083万6,100円）、生活資金（465万5,800円）の順になっており、この3つの貸付金で貸付額全体の95.6%を占めること、④平成15年度には、事業開始資金、事業継続資金、医療介護資金、結婚資金、特例児童扶養資金の貸付はないこと等が分かる。

図表54-1 【平成15年度母子福祉資金貸付金新規分・継続分別貸付状況】

(人、円)

区 分	貸 付 状 況							
	新 規 分		継 続 分		合 計			
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	延月数	金 額	平均貸付額
事業開始資金	0	0			0		0	0
個人分	0	0			0		0	0
団体分	0	0			0		0	0
事業継続資金	0	0			0		0	0
個人分	0	0			0		0	0
団体分	0	0			0		0	0
修学資金	121	48,871,000	149	62,382,000	270	3,157	111,253,000	35,240
高校分	81	23,791,000	93	29,448,000	174	2,024	53,239,000	26,304
専修分	11	6,852,000	12	6,792,000	23	276	13,644,000	49,435
高専・大学分	29	18,228,000	44	26,142,000	73	857	44,370,000	51,774
特別分・高校分					0		0	0
” ・専修分					0		0	0
” ・高専・大学					0		0	0
技能習得資金	3	510,000	1	600,000	4	—	1,110,000	277,500
一般分	3	510,000	1	600,000	4	15	1,110,000	74,000
特別分	0	0	0	0	0	—	0	0
修業資金	4	1,236,000	0	0	4	—	1,236,000	309,000
一般分	4	1,236,000	0	0	4	4	1,236,000	309,000
特別分	0	0	0	0	0	—	0	0
就職支度資金	2	640,000			2		640,000	320,000
一般分	2	640,000			2		640,000	320,000
特別分	0	0			0		0	0
医療介護資金	0	0			0		0	0
一般分	0	0			0		0	0
特別分	0	0			0		0	0
介護分	0	0			0		0	0
生活資金	18	2,806,800	7	1,894,000	25	106	4,655,800	43,923
住宅資金	1	200,000			1		200,000	200,000
一般分	1	200,000			1		200,000	200,000
特別分	0	0			0		0	0
転宅資金	14	3,320,000			14		3,320,000	237,143
就学支度資金	108	30,836,100			108		30,836,100	285,519
小・中学校分	1	46,100			1		46,100	46,100
公立高校分	12	900,000			12		900,000	75,000
私立高校分	59	15,520,000			59		15,520,000	263,051
専修分	11	4,380,000			11		4,380,000	398,182
高専分	0	0			0		0	0
国公立大学分	4	1,480,000			4		1,480,000	370,000
私立大学分	21	8,510,000			21		8,510,000	405,238
修業施設分	0	0			0		0	0
結婚資金	0	0			0		0	0
児童扶養資金					0	18	0	0
特例児童扶養資金	3	148,000	4	99,880	7	10	247,880	24,788
計	274	88,567,900	161	64,930,880	435	3,310	153,498,780	

図表54-2 【平成15年度寡婦福祉資金貸付金新規分・継続分別貸付状況】

(人、円)

区 分	貸 付 状 況							
	新 規 分		継 続 分		合 計			
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	延月数	金 額	平均貸付額
事業開始資金	0	0			0		0	0
個人分	0	0			0		0	0
団体分					0		0	0
事業継続資金	0	0			0		0	0
個人分	0	0			0		0	0
団体分					0		0	0
修学資金	1	612,000	1	600,000	2	24	1,212,000	50,500
一般分・高校分	0	0	0	0	0	0	0	0
"・専修分	0	0	1	600,000	1	12	600,000	50,000
"・高専・大学分	1	612,000	0	0	1	12	612,000	51,000
特別分・高校分	0	0	0	0	0	0	0	0
"・専修分	0	0	0	0	0	0	0	0
"・高専・大学分	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	1	180,000	0	0	1	—	180,000	180,000
一般分	1	180,000	0	0	1	0	180,000	DIV/O!
特別分	0	0	0	0	0	—	0	0
修業資金	0	0	0	0	0	—	0	0
一般分	0	0	0	0	0	6	0	0
特別分	0	0	0	0	0	—	0	0
就職支度資金	0	0			0		0	0
一般分	0	0			0		0	0
特別分	0	0			0		0	0
医療介護資金	0	0			0		0	0
一般分	0	0			0		0	0
特別分	0	0			0		0	0
介護	0	0			0		0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0			0		0	0
一般分	0	0			0		0	0
特別分	0	0			0		0	0
転宅資金	0	0			0		0	0
就学支度資金	0	0			0		0	0
小・中学校分	0	0			0		0	0
公立高校分	0	0			0		0	0
私立高校分	0	0			0		0	0
専修分	0	0			0		0	0
高専分	0	0			0		0	0
国公立大学分	0	0			0		0	0
私立大学分	0	0			0		0	0
修業施設分	0	0			0		0	0
結婚資金	0	0			0		0	0
計	2	792,000	1	600,000	3	30	1,392,000	—

(6) 制度の移管

本制度は、従前、岡山県の貸付業務であったが、岡山市の中核市への移行に伴い、平成8年度から岡山市の貸付事業になったものである。

2 特別会計

母子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行うについては、特別会計を設けなければならないとされている（法第36条第1項）。

そして、その特別会計の歳入は、①一般会計からの繰入金、②国からの借入金、③福祉資金貸付金の償還金、④附属雑収入とされており、歳出は、①福祉資金貸付金、②国への償還金、③一般会計への繰入金、④貸付に関する事務に要する費用とされているものである（法第36条第2項）。

3 母子寡婦福祉資金貸付金の貸付状況

平成8年度から平成15年度までの母子寡婦福祉資金貸付金の種類別の貸付状況（件数、貸付金額）の推移は、図表55のとおりである。

図表55 【母子寡婦福祉資金貸付金年度別貸付状況の推移】

（件、円）

区 分	平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
母子福祉資金	事業開始	2	5,260,000	2	4,322,000	1	400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事業継続	1	1,330,000	4	3,376,000	0	0	1	800,000	0	0	0	0	1	1,000,000	0	0
	修学	225	85,156,000	210	84,788,000	186	76,431,000	185	78,476,000	198	83,842,000	210	83,984,000	235	94,160,000	270	111,253,000
	技能習得	2	670,000	7	2,482,000	5	1,071,880	4	1,768,950	3	1,289,700	3	1,514,600	6	2,292,635	4	1,110,000
	修業	1	410,000	7	2,702,000	9	2,686,175	4	1,216,600	1	324,000	9	2,748,450	2	670,000	4	1,236,000
	就職支度	1	300,000	0	0	0	0	1	320,000	1	320,000	0	0	0	0	2	640,000
	医療介護	1	120,000	3	674,000	0	0	1	50,000	0	0	2	440,000	0	0	0	0
	生活	8	2,666,000	11	4,522,000	6	2,291,000	6	1,478,000	7	4,111,000	5	1,075,000	10	2,111,000	25	4,655,800
	住宅	3	3,900,000	2	2,050,000	2	1,530,000	0	0	0	0	2	1,810,000	0	0	1	200,000
	転宅	9	2,047,000	6	1,520,000	10	2,326,250	4	999,150	6	1,441,000	8	1,942,850	2	482,100	14	3,320,000
	就学支度	74	18,418,100	93	19,088,400	62	16,130,500	52	14,415,000	44	11,186,000	68	17,131,000	86	22,421,100	108	30,836,100
	結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	540,000	1	300,000	0	0
	児童扶養	0	0	0	0	2	449,520	3	563,560	3	398,600	3	369,400	1	113,400	0	0
	特例児童扶養	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	74,940	7	247,880
計	327	120,277,100	345	125,524,400	283	103,316,325	261	100,087,260	263	102,912,300	312	111,555,300	348	123,625,175	435	153,498,780	
寡婦福祉資金	事業開始	1	2,300,000	0	0	0	0	0	0	1	2,000,000	1	2,310,000	0	0	0	
	事業継続	1	600,000	3	3,180,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	修学	11	5,354,000	12	5,952,000	15	7,994,000	10	5,492,000	10	5,534,000	6	3,336,000	4	2,196,000	2	1,212,000
	技能習得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	180,000	
	修業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	医療介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	生活	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	転宅	0	0	0	0	0	0	2	323,150	0	0	0	0	0	0	0	
	就学支度	1	70,000	0	0	0	0	0	0	1	370,000	0	0	0	0	0	
	結婚	1	280,000	0	0	0	0	1	300,000	1	300,000	1	300,000	1	300,000	0	0
	計	15	8,604,000	15	9,132,000	15	7,994,000	13	6,115,150	13	8,204,000	8	5,946,000	5	2,496,000	3	1,392,000
	合計	342	128,881,100	360	134,656,400	298	11,310,325	274	106,202,410	276	111,116,300	320	117,501,300	353	126,121,175	438	154,890,780

これによると、母子寡婦福祉資金貸付金の合計は、前述のとおり、平成15年度には、件数は438件、貸付金額は1億5,489万780円にも上っており、これは平成8年度の件数の1.28倍、貸付金額の1.20倍になっている。

そして、このうち、母子福祉資金貸付金については、貸付件数、貸付金額は年々増加しており、平成15年度には、貸付件数は435件、貸付金額は1億5,349万8,780円にも上っており、平成8年度の貸付件数、貸付金額のそれぞれ1.33倍、1.28倍になっている。

これは、近年の離婚の増加（人口動態統計（厚生労働省）によると、離婚件数は平成8年は20万6,955件であったのに対し、平成15年は28万3,854件となっており、この7年間で1.37倍の増加となっている。）による母子世帯の増加、長引く不況による母子家庭の母（シングル・マザー）の就労の機会の減少等が影響しているものと考えられる。

一方、寡婦福祉資金貸付金は、平成12年度の貸付件数13件、貸付金額820万4,000円をピークに年々減少しており、平成15年度は貸付件数が3件、貸付金額は139万2,000円となっている。

4 母子寡婦福祉資金貸付金の償還金の償還状況

(1) 償還状況

平成8年度から平成15年度までの各年度における母子寡婦福祉資金貸付金の償還金の償還状況（調定額、収入済額、償還率）の推移は、図表56—1、図表56—2のとおりである。